



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年11月19日(金)
問い合わせ先：労働政策課
課長：石井 順一
担当：関野、吉田
電話：829-1370
内線：4855

さいたま市雇用調整助成金申請費用補助金の申請期間を延長します

本市では、国において雇用調整助成金の特例措置等が延長される予定（*）であることから、本市独自の補助金である雇用調整助成金申請費用補助金の申請期間を延長します。

（*）本特例措置は11月末までとなっていますが、今後、関係省令の改正により令和4年3月末までの期間においても、引き続き特例措置が実施される予定です。

1 申請期間

【延長前】令和2年5月11日（月）から令和3年11月30日（火）まで

【延長後】令和2年5月11日（月）から令和4年3月31日（木）まで（必着）

※令和2年度に交付決定された方は、令和3年度に再度申請できません。

2 「さいたま市雇用調整助成金申請費用補助金」の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の小規模な事業者が雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下、「雇用調整助成金等」という。）の申請を行う際に、申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用について、補助金を交付する制度です。

《参考》

雇用調整助成金等とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。

3 補助金の目的

雇用調整助成金等の申請に当たっては、申請書類が多く手続きが煩雑なことから専門家の助言が必要となるケースが多くなっています。

そのため、市内の小規模な事業者が、社会保険労務士に申請事務の委託をする際の費用について補助を行い、労働者の雇用安定及び事業活動継続を支援するものです。

4 補助事業の詳細

別紙のとおり